

ばい煙指定施設一覧

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則 別表第一（第四条関係）

1 ばいじんに係るばい煙指定施設

施設	規模又は能力
1 金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉（自動車の解体に伴って発生するアルミニウム部品の溶解に供するものに限り、大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設を除く。）	火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が、0.5平方メートル以上1平方メートル未満であるか、羽口面断面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ。）が0.3平方メートル以上0.5平方メートル未満であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり30リットル以上50リットル未満であるか、又は変圧器の定格容量が100キロボルトアンペア以上200キロボルトアンペア未満であること。
2 無機化学工業品の製造の用に供する焼成炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり30リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が50キロボルトアンペア以上であること。
3 製鉄、製鋼又は合金鉄の製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が500キロボルトアンペア以上1,000キロボルトアンペア未満であること。
4 廃棄物焼却炉（大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設を除く。）	火格子面積が1平方メートル以上2平方メートル未満であるか、又は焼却能力が1時間当たり100キログラム以上200キログラム未満であること。
5 活性炭の原料の製造の用に供する炭化施設（木炭の製造の用に供するものを除く。）	火床面積が10平方メートル以上であること。

2 指定有害物質に係るばい煙指定施設

施設	規模又は能力
1 ボイラー（燃料として石炭を使用するものに限る。）	石炭の燃焼能力が1時間当たり10トン以上であること。
2 ボイラー（燃料としてプラスチック又は廃棄物固形化燃料（原料の全部又は一部として廃棄物を使用し、圧縮成形、押出成形等により当該廃棄物等を固形化したものをいう。）で廃棄物でないものを使用するものに限る。）	火床面積が0.5平方メートル以上であるか、又は燃焼能力が1時間当たり50キログラム以上であること。
3 窯業製品（建設用粘土製品に限る。）の製造の用に供する焼成炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり100リットル以上であること。
4 磷、磷酸、磷酸質肥料又は複合肥料の製造（原料として磷鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉並びに磷化合物の製造の用に供する電気炉及び反応施設	原料として使用する磷鉱石の処理能力が1時間当たり80キログラム以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。
5 化学製品の製造の用に供する食塩電解施設	電流容量が5キアンペア以上であること。
6 廃棄物焼却炉	焼却能力が1時間当たり1,000キログラム以上であること。
7 銅、鉛又は亜鉛の製錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり500キログラム以上であるか、火格子面積が0.5平方メートル以上であるか、羽口面断面積が0.2平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20リットル以上であること。
8 銅、鉛若しくは亜鉛の第二次製錬（銅、鉛又は亜鉛の合金の製造を含む。）又は銅、鉛若しくは亜鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉（9の項に掲げるもの及び鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉を除く。）	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり10リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が40キロボルトアンペア以上であること。
9 鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり4リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が20キロボルトアンペア以上であること。
10 コークス炉	原料の処理能力が1日当たり20トン以上であること。